

2024年3月4日
東邦ガス株式会社

公正取引委員会からの警告等について

東邦ガス株式会社（社長：増田 信之）は、2021年4月13日に、中部地区における低圧電力および家庭用都市ガスに係る供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力（以下「家庭用案件」）に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、家庭用案件に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）（以下「独占禁止法第3条」）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、同委員会から独占禁止法に基づく警告を受けました。

また、当社は、2021年10月5日に、中部地区における特別高圧電力、高圧電力、大口需要家向け都市ガス等に係る供給（以下「業務用案件」）に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして同委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、業務用案件に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定されたことが、同委員会から発表されました。なお、当社は、上記立入検査前に違反のある行為を取りやめるとともに、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、課徴金納付命令および排除措置命令は受けておりません。

両件に関して、お客さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、このたびの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、今後、さらに法令遵守に取り組み、再発防止を徹底することで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

また、両件における責任の所在を明らかにするため、以下代表取締役が役員報酬の一部を自主的に返上することといたしました。

- ・ 富成 義郎（代表取締役会長） 月額報酬 30% 6ヶ月
- ・ 増田 信之（代表取締役社長） 月額報酬 30% 3ヶ月

上記の他、両件の関係者についても、社内規定に基づき厳正に対処します。

以上